

新居浜市上工下水道施設包括委託事業 募集要項

令和 7 年 9 月

【令和 7 年 10 月改定版】

新居浜市上下水道局

目 次

1. 公募の概要	3
1-1. 公共施設等の管理者の名称	3
1-2. 担当部署	3
1-3. 募集要項等	3
2. 本事業の概要	4
2-1. 事業の名称	4
2-2. 事業の背景・目的	4
2-3. 事業の基本方針	5
2-4. 本事業の対象施設と概要	6
2-5. 事業場所	7
2-6. 事業方式	7
2-7. 事業の範囲	8
2-8. 事業期間	9
2-9. 提案見積の上限額	10
2-10. 事業の費用負担	12
2-11. サービス対価の支払い	12
2-12. 改築工事に関する留意事項	13
2-13. プロフィットシェア	13
2-14. リスク分担の考え方	13
2-15. 事業の実施状況のモニタリング	14
2-15-1. モニタリングの目的	14
2-15-2. モニタリングの方針	14
2-15-3. モニタリングの実施時期及び概要	14
2-15-4. 性能未達の場合における措置	15
2-16. 保険	15
2-17. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	15
2-17-1. 基本的な考え方	15
2-17-2. 本事業の継続が困難となった場合の措置	15
2-18. 金融機関又は融資団と市との協議	16
3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	16
3-1. 募集及び選定方法	16
3-2. 募集及び選定スケジュール	16
3-3. 応募者の参加資格要件	17
3-3-1. 応募者の構成	17
3-3-2. 応募企業又は構成員に求められる参加資格要件（共通）	17
3-3-3. 応募企業、応募グループ構成員に求められる参加資格要件（業務別） ..	18
3-3-4. 応募の留意点	20

3-4. 公募手続き等	20
3-4-1. 現地見学会	20
3-4-2. 募集要項等に関する質問等の受付及び回答の公表	21
3-4-3. 開示資料申込	21
3-4-4. 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付	22
3-4-5. 現地確認	22
3-4-6. 現地確認に対する質問の受付	23
3-4-7. 競争的対話の実施	23
3-4-8. 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査	23
3-4-9. 提案書類の提出	24
3-5. 優先交渉権者の選定方法	24
3-5-1. 委員会による審査	24
3-5-2. 審査方法	25
3-5-3. 審査結果の公表	25
3-5-4. 優先交渉権者及び特定事業の選定の取り消し	25
3-6. 優先交渉権者選定後の手続き	25
3-6-1. 基本協定の締結	25
3-6-2. S P C の設立	25
3-6-3. 優先交渉権者による準備行為	26
3-6-4. 事業契約の締結	26
4. その他	26
4-1. 実施に関して使用する言語及び通貨等	26
4-2. 情報提供	26

1. 公募の概要

1-1. 公共施設等の管理者の名称

新居浜市長 古川 拓哉

1-2. 担当部署

担当 : 新居浜市上下水道局下水道課

所在地 : 〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

E-mail : gesuiken@city.niihama.lg.jp

Tel : 0897-65-1281

FAX : 0897-32-5049

1-3. 募集要項等

本募集要項及びその添付書類は、以下の①から⑨までの書類（これらに補足資料、市のホームページへの掲載などにより公表したこれらに対する質問回答書（新居浜市上工下水道施設包括委託事業に関する事業概要書（令和6年12月10日公表）等に対する意見及び質問への回答は含まない。）、その他これらに関して市が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」という。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。

①から⑨までの書類は、審査に係る書類並びに本事業等の実施に係るその他の書類一式（以下「提案書類」と総称する。）を作成するに当たっての前提条件である。

①新居浜市上工下水道施設包括委託事業	募集要項
②新居浜市上工下水道施設包括委託事業	事業契約書(概要案)
③新居浜市上工下水道施設包括委託事業	基本協定書(概要案)
④新居浜市上工下水道施設包括委託事業	要求水準書
⑤新居浜市上工下水道施設包括委託事業	モニタリング基本計画書
⑥新居浜市上工下水道施設包括委託事業	優先交渉権者選定基準
⑦新居浜市上工下水道施設包括委託事業	提案書作成要領
⑧新居浜市上工下水道施設包括委託事業	様式集
⑨開示資料	

なお、募集要項等と新居浜市上工下水道施設包括委託事業に関する実施方針（令和7年4月10日公表。以下「実施方針」という。）に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。

2. 本事業の概要

2-1. 事業の名称

新居浜市上工下水道施設包括委託事業

2-2. 事業の背景・目的

現在、新居浜市（以下「市」という。）では、水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業の3つの事業に取り組んでいる。

水道事業については、昭和21年の南海地震の影響により、市街地域で水源（地下水）の塩水化、水位低下が発生し、小規模水道などで対応していた市内全域において、水道設置の要望が高まったのが事業着手のきっかけとなり、昭和29年3月に新居浜市水道布設の事業認可を取得し、創設された。

工業用水道事業については、上記と同じく昭和21年に発生した南海地震の地盤沈下により、それまで臨海部の企業が水源として依存していた国領川の伏流水へ海水侵入が発生したことや、本市産業の発展による多くの企業立地と企業経営の拡大等に伴い、水需要も飛躍的に増大し、工業用水及び農業用水の確保と併せて発電事業が施行されることになり、これらの関連事業は昭和35年に着工し、昭和41年に完成した。

公共下水道事業については、昭和48年に終末処理場を有する分流式下水道として計画され、昭和55年3月から供用が開始された。令和元年度には、地方公営企業法の全部適用に伴い、下水道部門が水道局と統合し、上下水道局として新たなスタートを切った。

一方で、公共事業を取り巻く環境は大きく変化し、本市においても人口減少に伴う水需要の減少、老朽化に伴う施設の更新需要の急速な増加、また、発生が予想される大規模地震等の災害への備えなど、取り組まなくてはならない課題は山積みである。

技術職員の減少、老朽化施設の急増、厳しい経営環境という「ヒト」、「モノ」、「カネ」の課題が深刻化し、これからますます加速化することが確実な状況にある中、水道事業は令和6年4月から公共下水道事業と同じ国土交通省に移管され、上下水道一体で事業の効率化・高度化・基盤強化の取り組みを推進する方針が示された。本市においても官民連携手法やDX等を最大限活用しながら上下水道、さらに工業用水道も含め一体的に将来に渡って持続可能な事業経営を進めていく必要がある。

本市では、これらの課題への対応策の一つとして、これまで「官民連携手法の導入・拡大」について検討を進めてきた。令和5年度には、国土交通省の「下水道事業のPPP／PFIの案件形成に関する方策検討」モデル都市として、水道事業及び工業用水道事業とのバンドリングを前提とし、附帯事業も含めたスキームを想定し導入の可能性について検討を行った。また、令和5年度末から「ウォーターPPPの導入可能性調査」を進めており、事業スキームや業務範囲についてサウンディング調査等を行ってきた。

本事業は、これまでの検討及びサウンディング調査の結果を踏まえ、本市の水道、工業用水道及び公共下水道事業に係る施設の運転・維持管理業務に加えて、施設の改築（本書において改築とは更新、長寿命化対策の総称をいう。）計画策定及び一部施設の改築工事等を含めた一連の業務を「管理・更新一体型マネジメント方式（レベル3.5）」により実施するとともに、雨水ポンプ場等の運転管理、公共下水道の面整備等の関連性の高い業務を「その他業務」とし、一体的に実施することによりスケールメリットを最大限発揮させ、より効率的な事業運営等が実現できるよう、官民一体となって事業に取り組む体制を

構築し、将来にわたり持続可能な事業運営を図るものである。

2-3. 事業の基本方針

本事業の実施方式は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づくものであり、水道、工業用水道及び公共下水道事業に係る施設の運転・維持管理業務及び改築業務については、ウォーター P P P の「管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）」を採用する。また、下水道管路の新設、汚水柵設置、雨水ポンプ場等の運転管理等の関連性の高い業務を「その他業務」として併せて発注するものとする。

市との事業契約に基づき本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）は、本事業の実施に当たっては、水道法、工業用水道事業法、下水道法、その他関係法令等の規定に基づき誠実に事業を実施しなければならない。

市及び事業者は、上記の目的を達成するため、以下の基本方針に基づき、本事業を実施するものとする。

①上工下水道事業一体での全体最適を目指した事業運営

事業者は、3 事業全体を俯瞰し、短期的な視点だけでなく、中長期的な視点に立ち、リソースの最適な配分と運営体制の構築に取り組み、効率的な事業運営と全体としてのコスト抑制を図る。

②民間の創意工夫の最大限活用

市は可能な限り性能発注を取り入れ、事業者は、維持管理と更新を一体的に実施することで、事業にかかるトータルコストの削減、D X の推進、脱炭素化等を最大限図る。

③地元企業との最大限の連携、災害・事故等への緊急対応力の強化

事業者は、地元企業との連携や地域人材の雇用を最大限に図り、自らの社会的役割を認識し、知識・技術継承を図り、災害・事故等が発生した場合に迅速かつ的確に対応できる体制づくりに努める。

④市民の安全・安心を確保するための適切・確実なモニタリング実施・情報公開

市と事業者は、それぞれで事業に対するモニタリング体制を構築し、適正かつ確実に実施することにより市民の安全・安心を確保するとともに、情報公開を行うことにより説明責任を果たす。

⑤官民の最適な役割分担による事業の最適化

市と事業者は、契約時の官民の役割分担をベースに、事業の進捗に応じて対話を重ね、必要に応じ見直すことにより、常に事業の最適化を図るよう努める。

2-4. 本事業の対象施設と概要

本事業の対象となる施設は以下のとおりである。

(1) 公共下水道事業 ※一部公共下水道以外の施設を含む

①処理場施設

- ・新居浜市下水処理場 1 箇所
- ・し尿浄化槽汚泥受入施設 1 箇所

②下水道管路

- ・汚水管路：461.1km
- ・汚水マンホールポンプ場：13 箇所

③雨水ポンプ場等

- ・雨水ポンプ場：西原雨水ポンプ場ほか 10 箇所
白浜排水ポンプ場ほか 25 箇所（公共下水道以外の施設）
- ・樋門：14 箇所（19 基）
- ・スクリーン：12 箇所（14 基）

(2) 水道事業

①水源施設

- ・水源地：22 箇所
- ・送水場・中継場：9 箇所
- ・配水池：9 箇所

②水道管路（基幹管路）

- ・管路：34.2km（配水 φ400 以上：7.4km 送水：14.9km 導水：11.9km）

(3) 工業用水道事業

①工水施設

- ・取水施設：取水口 2 箇所、
取水堰 1 箇所
- ・導水施設：導水路 0.4km
余水吐 1 箇所
接合井 1 箇所
取水測定器 1 箇所
- ・配水施設：配水池 1 箇所
配水測定器 1 箇所
- ・給水施設：給水測定器 4 箇所
- ・管理施設：山根配水場管理棟 1 箇所

②工水管路

- ・管路：8.1km（配水：7.7km 導水：0.4km）

なお、改築により整備された施設及び新たに整備された施設については、工事毎に完工したものから上記に含まれるものとする。

※対象施設は令和 7 年 3 月末時点の数量である。

2-5. 事業場所

(1) 対象施設の所在地等

別紙 1 に示すとおり。

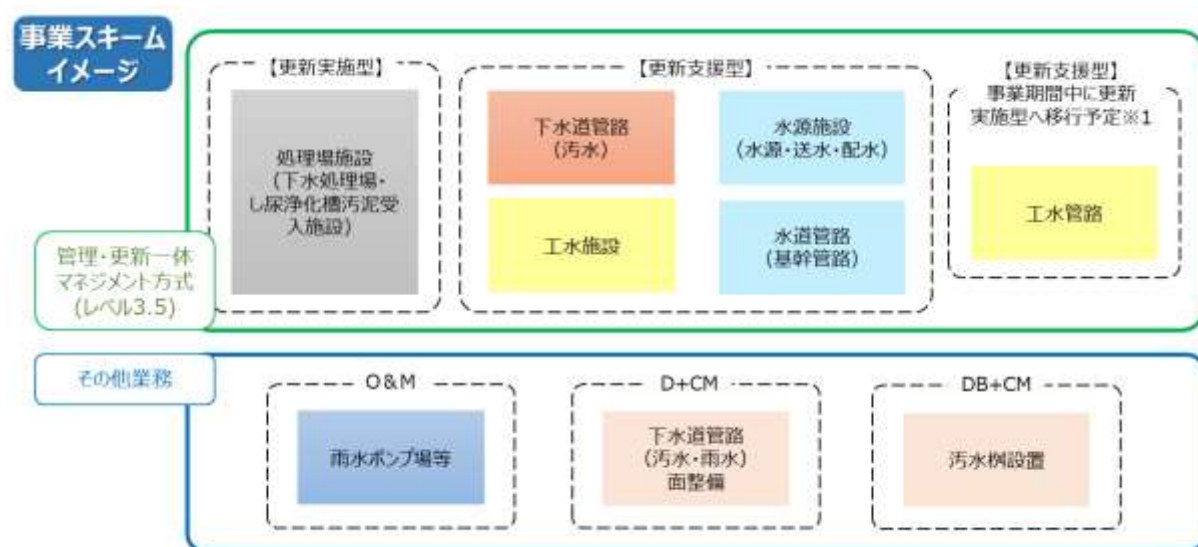
(2) 事業施設の貸付に関する事項

本事業施設はすべて地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条に規定する公有財産であり、財産の分類は同法第 238 条第 4 項に規定する行政財産にあたる。事業者が義務事業及び附帯事業を行うに当たっては、事業契約のほかに公有財産賃貸借契約又は使用許可を必要としない。

一方、事業者が任意事業を行う場合には、市と事業者は公有財産賃貸借契約を締結し、本事業期間中は本事業施設を使用できるようにする。

2-6. 事業方式

本事業は、P F I 法に基づくものであり、上工下水道施設の維持管理と事業期間中の維持管理を踏まえた改築について一体的にマネジメントする、いわゆる「管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）」と、関連する「その他業務」を組み合わせた、図 1 に示すような事業方式とする。



※1 更新実施型への移行は確定しておらず、基本設計の結果により移行を協議する。

図 1 本事業に係る事業方式のイメージ

なお、本事業は、3-5に定める手続きによって選定された優先交渉権者と市との間で締結した基本協定（3-6-1に規定する基本協定をいう。以下同じ。）に基づき、優先交渉権者が本事業の遂行を目的として設立する特別目的会社（以下、「SPC」という。）が、市と締結する事業契約に従って事業を実施する。

2-7. 事業の範囲

(1) 義務事業

本事業において義務事業とする対象施設ごとの対象業務は、表 1 に示すとおりである。

表 1 本事業の対象施設ごとの対象業務

	業務の形態	区分	対象施設		対象業務
管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）	-	全体	統括管理	-	◆統括管理（マネジメント、各種計画書・報告書の作成、業務の発注及び管理、地元の活用・連携、情報管理）◆セルフモニタリング◆既存施設等の確認◆業務の引継ぎ
	更新実施型	下水	処理場施設（下水処理場・し尿浄化槽受入施設）	機械設備、電気設備、土木、建築	◆運転管理（運転管理、水質管理、調達管理、保安管理、事業 PR 補助）◆保守管理（保守点検、衛生管理、清掃・浚渫）◆修繕（定期修繕、突発修繕）◆情報管理◆廃棄物管理※1
	更新支援型	下水	下水道管路（污水）	管渠、人孔、汚水樹、取付管、汚水マンホールポンプ場	◆改築計画【コンサルタント業務】
					◆改築実施設計【コンサルタント業務】
					◆改築工事※2、整備工事【工事】
		上水	水源施設（水源、送水、配水）	地下水監視局、水源地、送水場、配水池、水質計器	◆運転管理（MP 運転・監視操作、MP 日常点検）◆保守管理（法令点検、計画点検、調査、清掃）◆修繕（突発修繕）◆情報管理※3
					◆改築計画【コンサルタント業務】
					◆改築実施設計【コンサルタント業務】
	更新支援型 ↓ 更新実施型	上水	水道管路（基幹管路）	導水管、送水管、配水管	◆改築工事※2、整備工事【工事】
					◆管理（調達管理）◆保守管理（保守点検、衛生管理、配水池清掃）◆修繕（突発修繕）◆情報管理
					◆改築計画【コンサルタント業務】
		上水	水道管路（基幹管路）	導水管、送水管、配水管	◆保守管理（法令点検、漏水調査）◆修繕（突発修繕）◆情報管理
					◆改築計画【コンサルタント業務】
					◆改築実施設計【コンサルタント業務】
その他業務	仕様	下水	雨水ポンプ場	機械設備、電気設備、土木、建築、沈砂池	◆工事監理【コンサルタント業務】
					◆保守管理（保守点検・調査、清掃）◆修繕（突発修繕）◆情報管理
					◆改築計画【コンサルタント業務】
		上水	樋門・スクリーン	機械設備、電気設備、土木、建築	◆改築基本設計、改築実施設計【コンサルタント業務】
					◆改築工事【工事】※4
					◆工事監理【コンサルタント業務】
	D + CM	下水	雨水ポンプ場	機械設備、電気設備、土木、建築、沈砂池	◆保守管理（保守点検・調査、清掃）◆修繕（突発修繕）◆情報管理◆廃棄物管理
					◆運転管理（運転操作）◆保守管理（保守点検、衛生管理）◆修繕（突発修繕）◆情報管理
		上水	樋門・スクリーン	機械設備、電気設備、土木、建築	◆実施設計【コンサルタント業務】
					◆工事監理【コンサルタント業務】
その他業務	DB + CM	下水	雨水ポンプ場	機械設備、電気設備、土木、建築、沈砂池	◆実施設計・設置工事※5
					◆工事監理【コンサルタント業務】
		上水	樋門・スクリーン	機械設備、電気設備、土木、建築	◆実施設計・設置工事※5
					◆工事監理【コンサルタント業務】

※1 汚泥収集運搬及び処分契約は除く。

※2 工事の品質確保のために必要となる工事監理を含む。

※3 情報共有や維持管理の効率化・高度化のため GIS を基盤としたデータベースシステムにより管理。

※4 改築基本設計の結果を踏まえ更新支援型から更新実施型に移行した場合に適用。

※5 実施設計及び設置工事については市が指定する業者に委託する。

(2) 附帯事業

附帯事業とは、現状に捉われない新たな取組みを導入し、義務事業と一体的に行うことにより、費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではない。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の附帯事業の実施義務を定めることとする。

(3) 任意事業

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。

事業者は、関係法令を遵守し、事業対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて事業者の責によるものとする。

なお、任意事業の実施にあたり、本事業用地及び施設を活用する場合で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に基づく財産の処分が必要な場合は、市が必要な手続きを行い、補助金の返還が必要な場合には、事業者が相当額を負担するものとする。

2-8. 事業期間

(1) 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日までとし、契約書及びその他関係書類（要求水準書及び提案書等）に従い事業を実施する。ただし、契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間は、移行期間（業務準備期間）とし、事業者は、市又は市の指定する者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。なお、業務引継に要する費用は、市又は市の指定する者及び事業者が、それぞれ負担するものとする。

表 2 事業実施スケジュール

項目	予定
基本協定の締結	令和 8 年 8 月頃
事業契約の締結	令和 8 年 10 月頃
移行期間	事業契約締結の翌日～令和 9 年 3 月 31 日
履行期間	令和 9 年 4 月 1 日～令和 19 年 3 月 31 日（10 年間）
契約終了	令和 19 年 3 月 31 日

(2) 本事業期間終了時の取扱い

ア 本事業に係る事業者が所有する資産等

市は、事業者が所有する任意事業等に係る資産のうち、必要と認めた場合、残存価値を勘案し買い取ることができる。

本事業の実施のために、事業者が本事業施設内に所有する資産（市又は市の指定する者が買い取る資産を除く。）については、すべて事業者の責任において処分しなければならない。

本事業の施設については、本事業終了日に公有財産賃貸借契約が解除され、事業者は原則として自らの費用負担により原状に復して市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。なお、買取方法等の詳細については、市と事業者との協議の上決定する。

イ 業務の引継ぎ

市又は市の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、事業終了の2～3年前頃には、次期事業の検討及び準備等を始める予定のため、事業者は事業情報の提供など市に協力すること。

2-9. 提案見積の上限額

本事業に係る提案見積の上限額は各業務、事業区分ごとに以下のとおりとする。なお、当該金額には、事業者に見積提案を求めない業務予定額に対して実績に応じて精算となる業務の予定額も含んでいる。

表 3 提案見積の上限額

		業務	事業区分	提案上限額 (円：税込)	うち精算対象予定額 (円：税込)
義務事業	管理・更新一体マネジメント方式 (レベル3・5)	統括管理業務	統括管理	388,700,000	0
		維持管理業務	下水道	4,513,827,800	2,419,661,126
			水道	444,416,000	184,551,000
			工水	110,416,200	52,870,000
			コンサルタント業務等 (計画・設計・工事監理)	下水道	1,078,390,000
			水道	130,000,000	0
			工水	27,000,000	0
			改築工事・整備工事	下水道	4,610,240,000
		水道		-	-
		工水		-	-
		レベル3.5 合計			11,302,990,000
	その他業務	雨水ポンプ場等維持管理	下水道	1,897,675,000	977,775,000
		面整備 (D+CM)	下水道	43,200,000	0
		汚水樹設置 (DB+CM)	下水道	375,000,000	375,000,000
		その他業務 合計		2,315,875,000	1,352,775,000
	義務事業 合計			13,618,865,000	4,554,937,126
			統括管理	388,700,000	0
			下水道	12,518,332,800	4,317,516,126
			水道	574,416,000	184,551,000
			工水	137,416,200	52,870,000

2-10. 事業の費用負担

(1) 義務事業

①管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）

市は、表 1 に示す「管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）」に係る業務の実施に要する費用を負担する。なお、その負担予定額等の詳細は市と選定事業者との協議の上、事業契約に定める。

②その他業務

市は、表 1 に示す「その他業務」に係る費用の全てを負担する。その負担予定額等の詳細は市と選定事業者との協議の上、事業契約に定める。

(2) 附帯事業

市は、附帯事業に係る費用の全てを負担する。その負担予定額等の詳細は市と選定事業者との協議の上、事業契約に定める。

(3) 任意事業

事業者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。

なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

2-11. サービス対価の支払い

(1) サービス対価の支払い方法

本事業期間中、市は事業者に対し別紙 2 に基づいてサービス対価を支払うものとする。

(2) サービス対価の変更

事業者が実施する本事業の範囲に係る費用は、原則として事業者の負担とするが、事業期間中における日本国内における賃金水準又は物価変動により、サービス対価の額が不適当となったと認められたときは、別紙 2 に基づいて、サービス対価を変更できるものとする。なお、採用する物価等の指標については、事業契約前に市と事業者で協議し、最終決定する。

(3) サービス対価の支払い停止及び減額

下水処理場における日々の運転管理において、放流水質又は脱水ケーキ含水率が要求基準値を超過若しくはその恐れがある場合、若しくは市によるモニタリングの結果、実施業務の契約内容未達若しくはその恐れがある場合には、市が策定するモニタリング実施計画書に基づき、措置の対象となるレベルに応じ、市は事業者に対して、【①注意】、【②指導】、【③勧告】、【④警告】及び【⑤命令】の措置を行うものとする。

このうち、【③勧告】に相当する措置を行う場合においては、市はその是正が確認できるまで別紙 5 の定めるところによりサービス対価の支払いを停止することができる。

また、市は、放流水質の法定水質基準未達による命令又は脱水ケーキ含水率の汚泥契約基準未達に伴う勧告を受けた事業者に対し、**別紙5**の定めるところによりサービス対価の支払について減額することができる。

2-1 2. 改築工事に関する留意事項

(1) 改築工事の実施

事業者は、事業契約に基づき対象施設の改築工事を行う。ただし、市が公益上を理由に必要であると判断したときは、対象施設について市が改築工事を行うことがある。その場合は、事業者は、市に協力するものとする。

(2) 改築工事を行った施設の所有

市又は事業者が改築工事を行った施設は、市の所有に属するものとする。

(3) 改築工事の対象

改築工事の対象は、要求水準書に示すとおりとする。なお、応募者の提案を妨げるものではないが、改築工事は、国補助金の対象となるものを基本とする。ただし、協議の上、市が公益上を理由に必要であると判断したときは、国補助金の対象とならない改築工事も実施可能とする。

(4) 本事業開始後に市が実施することを予定している工事

本事業開始後に市が実施する工事のうち、事業者の業務に調整が必要となる工事について、事業者は、市と協議の上、協力するものとする。

(5) 工事の契約

改築工事及び整備工事について、市と事業者は改築実施基本協定を締結する。また、各年度当初には、改築実施基本協定をもとに当該年度の予定工事について年度実施協定を締結するものとする。

2-1 3. プロフィットシェア

本事業は、事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。

事業期間中において、事業者からの新技術等の導入提案により運転・維持管理費等に関する費用削減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、費用削減分をシェアする。コスト削減分のシェア額やシェアの手法については、市と事業者が協議し、双方が合意の上、事業契約に定める。

なお、リスク分担表に記載されている内容に起因する事業費増減が発生した場合については、プロフィットシェアの対象外とする。

2-1 4. リスク分担の考え方

本事業におけるリスク負担の考え方は、市と事業者が対象業務の範囲において、各々が担う業務について適正にリスクを負担することにより責任の所在を明確にし、より質の

高いサービスの提供をめざすものである。

本事業で想定されるリスクの分担については事業契約書（案）によるものとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと。なお、市及び事業者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については必要に応じて協議を行うものとする。

2-15. 事業の実施状況のモニタリング

2-15-1. モニタリングの目的

市は、事業者が事業契約に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているか確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。

2-15-2. モニタリングの方針

モニタリングの具体的な方針については、「モニタリング基本計画書」において定める。

2-15-3. モニタリングの実施時期及び概要

(1) コンサルタント業務

事業者は、実施設計の内容について適宜、市と協議を行うとともに完了時に実施設計図書を提出し、市の完了検査を受ける。

(2) 改築工事

事業者は、週間・月間工事工程表を作成し定期的に工事施工、工事監理の状況について報告を行うとともに市が要請した時期に出来高検査を受ける。

また、市が要請した時は、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに、市はいつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。

なお、工事完成時には、施工記録を用意して、市の完了検査を受ける。

(3) 各施設の業務

事業者は、定期的に業務の実施状況の報告を行う。

(4) 財務状況

事業者は、毎年度、公認会計士等による監査を経た財務の状況について、市に報告を行う。

(5) 中間総合評価

第Ⅰ期事業期間終了時において、市及び事業者の立ち合いのもと、中間総合評価を行う。

(6) 事業評価委員会

事業途中及び事業終了後に、本事業の実施状況及び効果を確認するために開催する。

2-15-4. 性能未達の場合における措置

市は、モニタリングの結果、事業契約書に定めた要求水準及び条件を満足しないと判断した場合は、事業契約書に定める規定に従い、**別紙 5**に示すように、事業者に対して【①注意】、【②指導】、【③勧告】、【④警告】、【⑤命令】といった措置を行い、サービス対価の支払停止や減額等を行うことができるものとする。

2-16. 保険

事業者は、その他に本事業の安定性の確保に必要と考える保険を自らの判断で適宜付保するものとし、付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については市の確認を得るものとする。事業者が付保すべき保険については、**別紙 6**に示す。

2-17. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

2-17-1. 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2-17-2. 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業契約の定めに従い、事業者に改善要求を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善を行うことができなかつたときは、市は事業契約を解除することができるものとする。なお、その他の対応方法については、事業契約において定める。

イ 事業者が倒産又は財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができるものとする。

ウ 上記ア、イの規定により、市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

ア 事業者は、事業契約の定めに従い、事業契約を解除することができるものとする。

イ 上記アの規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は事業者に生じた損害を賠償する。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

ア 不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。なお、

一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができる。

イ 上記アの規定により事業契約を解除した場合、市及び事業者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償を行わない。

2-18. 金融機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、事業者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

3-1. 募集及び選定方法

本事業は、水道、工業用水道及び公共下水道事業に係る維持管理や改築に関する専門的な知識や技術の保有する民間事業者に対して、創意工夫やノウハウを生かした効率的・効果的な事業運営を求めるものである。提案内容を総合的に評価することにより事業者選定を行うことが必要であることから、本事業を実施する民間事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

3-2. 募集及び選定スケジュール

募集要項等の公表後のスケジュールは概ね表 4 のとおりである。

表 4 スケジュール（予定）

時期（予定）	内容
令和 7 年 9 月 2 日	募集要項等の公表
令和 7 年 9 月 29 日 ～10 月 3 日	現地見学会の受付
令和 7 年 9 月 8 日 ～ 9 月 26 日	募集要項等に対する質問の受付
令和 7 年 12 月 1 日 ～12 月 5 日	参加表明書及び参加資格確認申請書等の受付
令和 8 年 1 月 16 日	参加資格確認結果の通知
令和 8 年 1 月 26 日 ～ 1 月 30 日	現地確認の受付
令和 8 年 2 月 16 日 ～ 2 月 27 日	現地確認に対する質問の受付
令和 8 年 5 月 11 日 ～ 5 月 15 日	提案書類の提出
令和 8 年 7 月上旬	プレゼンテーション、ヒアリング
令和 8 年 7 月下旬	優先交渉権者の決定
令和 8 年 8 月	基本協定の締結

令和 8 年 10 月	事業契約の締結
令和 8 年 11 月 ～令和 9 年 3 月 31 日	移行期間（業務引継ぎ）
令和 9 年 4 月 1 日～	事業開始

3-3. 応募者の参加資格要件

3-3-1. 応募者の構成

- ①応募者は、2-7に定める業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。なお、応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）は、SPCへの出資を行う企業（以下「出資企業」という。）に加え、SPCへの出資を行わない企業（以下「協力企業」という。）を含め構成することができる。
- ②応募者は、応募企業、構成員の名称及び本事業等の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③応募グループにあっては、出資企業から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、構成員は様式集及び記載要領に定める委任状を提出し、当該代表企業が応募手続きを行うものとする。
- ④応募者は、優先交渉権者として選定された場合は、応募企業又は出資企業の出資により、本事業を実施するSPCを設立するものとする。応募企業又は出資企業は、SPCに出資して本議決権株式のすべての割り当てを受けるものとする。
- ⑤参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降、応募企業又は構成員の変更は原則として認めない。参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降における構成員の追加は、第二次審査書類の提出前であって、かつ構成員として追加される者が、3-3-2の全ての要件を満たすとともに、3-3-1③及び④に記載の条件を満たす場合に限り、認めるものとする。その他、構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。
- ⑥参加表明書及び参加資格確認申請書の提出以降、応募企業又は構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又は構成員となることは認めない。また、参加資格審査を通過しなかった若しくは第二次審査を辞退した応募企業又は構成員が、他の構成員となることも認めない。
- ⑦応募企業又は構成員を支配している者が変更された場合又は新たに第三者に支配された場合は、市に速やかに通知しなければならない。

3-3-2. 応募企業又は構成員に求められる参加資格要件（共通）

応募企業又は構成員は、以下の全ての資格要件を満たす必要がある。

- ①市に令和 7・8 年度新居浜市入札（見積）参加資格審査申請書提出要領等に基づいた申請書を提出し、参加資格を有すると認定されている者。
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 の 4 の規定に該当しない者であること。

- ③ P F I 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- ⑥ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、債務超過の状態に陥っている者でないこと。
- ⑦ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出期限の日から提案書類の提出期限の日までの期間に、市から新居浜市物品売買等指名停止措置要綱（平成 19 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止又は新居浜市建設工事指名停止要項（平成 2 年 7 月 2 日施行）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑧ 市が発注した「新居浜市上下水道事業官民連携導入可能性調査業務委託」及び「新居浜市上下水道施設包括委託事業アドバイザー業務委託」の受託者並びにこれらの業務における業務協力関係にある者でないこと又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。なお、これらの業務の業務受託者及び業務協力関係にある者は、以下のとおりである。
 - ・ 日本水工設計株式会社
 - ・ アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業
- ⑨ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

3-3-3. 応募企業、応募グループ構成員に求められる参加資格要件（業務別）

応募企業又は構成員のうち、設計、工事及び運転・維持管理を担当する企業は、それぞれ次に掲げる実績要件を満たす必要がある。なお、再委託企業についても 3-3-2 ①の要件を満たしていない者は、新居浜市入札（見積）参加資格審査申請書提出要領に基づいた申請書を提出し、参加資格の認定を受けること。

(1) 設計を担当する企業

ア 設計を担当する企業は、以下の要件を満たすこと。

- ① 下水道施設（処理場施設、管路施設）の更新計画の策定に関する業務に当たる者は、平成 27 年度以降に下水道施設の更新計画の策定業務に関する実績を有すること。
- ② 処理場施設に係る土木・建築構造物の設計に関する業務に当たる者は、平成 27 年

度以降に終末処理場の土木構造物又は建築構造物の設計業務に関する実績を有すること。

③処理場施設に係る機械設備の設計に関する業務に当たる者は、平成 27 年度以降に終末処理場の機械設備の設計業務に関する実績を有すること。

④処理場施設に係る電気設備の設計に関する業務に当たる者は、平成 27 年度以降に終末処理場の電気設備の設計業務に関する実績を有すること。

⑤下水道管路の設計に関する業務に当たる者は、平成 27 年度以降に下水道管路の設計業務に関する実績を有すること。

⑥水道管路及び工水管路の設計に関する業務に当たる者は、平成 27 年度以降に水道管路施設もしくは工業用水道管路施設の設計業務に関する実績を有すること。

⑦管路施設（水道、工業用水道、下水道）の工事監理に関する業務に当たる者は、平成 27 年度以降に管路施設の工事監理業務に関する実績を有すること。

イ 設計を単独で実施する場合は、上記①から⑦までのすべての要件を満たすこと。

ウ 設計を複数の者で実施する場合は、上記①から⑦までの要件を複数の者で満たせばよいものとする。

エ 設計に関する業務を再委託する場合には、構成員に代わって再委託企業が上記②から⑦までの要件を再委託する時点で満たすことで問題ない。

(2) 工事を担当する企業

ア 工事を担当する企業は、以下の要件を満たすこと。

①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による、機械器具設置工事及び電気工事につき、特定建設業の許可を有していること。ただし、建設工事に関する業務に当たる者が複数である場合は、複数の者で満たせばよいものとする。

②処理場施設に係る機械設備の工事に関する業務に当たる者は、平成 27 年度以降に終末処理場の機械設備を元請として施工した実績を有すること。

③処理場施設に係る電気設備の工事に関する業務に当たる者は、平成 27 年度以降に終末処理場の電気設備を元請として施工した実績を有すること。

④工水管路の工事に関する業務に当たる者は、平成 27 年度以降に内径 400mm 以上の水道又は工業用水道管路施設の布設工事を元請として施工した実績を有すること。

イ 工事を単独で実施する場合は、上記①から④までのすべての要件を満たすこと。

ウ 工事を複数の者で実施する場合は、上記①については全ての者が満たすこととし、上記②から④までの要件を複数の者で満たせばよいものとする。なお、上記①を満たす者について、少なくとも 1 者以上の出資企業を含む必要がある。

エ 工事に関する業務を再委託する場合には、構成員に代わって再委託企業が上記②から④までの要件を再委託する時点で満たすことで問題ない。

(3) 運転管理・保守管理を担当する企業

ア 運転管理・保守管理を担当する企業は、以下の要件を満たすこと。

①処理場施設の運転管理・保守管理に関する業務に当たる者は、以下の要件を満たすこと。ただし、処理場施設の運転管理・保守管理に関する業務に当たる者が複数である場合は、複数の者で満たせばよいものとする。

a 新居浜市下水処理場運転管理業務

- ・国土交通省に下水道処理施設維持管理業の登録をしていること。
- ・平成 27 年度以降に標準活性汚泥法（現有処理能力 25,700m³／日以上）の下水道法に基づく終末処理場の維持管理業務を元請として行った実績を有していること。

b し尿浄化槽汚泥受入施設運転管理業務

- ・平成 27 年度以降にし尿処理施設又は汚泥再生センターの運転管理業務を元請として行った実績を有していること。

②汚水マンホールポンプ場の運転管理・保守管理に関する業務に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

- ・平成 27 年度以降に汚水マンホールポンプ場の維持管理業務を元請として行った実績を有していること。

③水源施設の保守管理に関する業務に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

- ・水道事業において、平成 27 年度以降に計画給水量 45,000m³／日以上 of 浄水施設（塩素滅菌のみの施設を含む）における保全管理業務又は運転管理業務を元請として行った実績を 5 年以上有していること。

④工水施設の保守管理に関する業務に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

- ・工業用水道事業において、平成 27 年度以降に計画給水量 52,000m³／日以上の施設における保守管理業務又は運転管理業務を元請として行った実績を 5 年以上有していること。

⑤雨水ポンプ場の運転管理・保守管理に関する業務に当たる者は、以下の要件をみたすこと。

- ・国土交通省の定める「下水道処理施設維持管理業者登録」に登録しているとともに、「一般社団法人日本下水道施設管理業協会」に所属していること。

イ 運転管理・保守管理を単独で実施する場合は、上記①から⑤までのすべての要件を満たすこと。

ウ 運転管理・保守管理を複数の者で実施する場合は、上記①から⑤までの要件を複数の者で満たせばよいものとする。なお、運転管理・保守管理に関する実績は全て出資企業が満たす必要がある。

3-3-4. 応募の留意点

S P C の構成企業及び協力企業については、競争性、公平性及び透明性の観点から、本事業により実施する、設計成果をもとに市が発注する工事の入札に参加できないものとする。

3-4. 公募手続き等

3-4-1. 現地見学会

市は、現地見学会を開催する。申込方法等は、以下に示すとおりである。

①受付期間

令和 7 年 9 月 29 日（月）午前 9 時 から 令和 7 年 10 月 3 日（金）午後 5 時まで

②申込方法

現地見学会への参加を希望する者は、【様式 2-1（現地見学会参加申込書）】に必要な事項を記入の上、電子メールにて提出すること。ファイル名は提出者名とすること。また、電子メールの件名は「新居浜市上工下水道施設包括委託事業 現地見学会申込_●●」（●●は提出者名）とし、メール本文に提出者の名前、所在地、担当者名、所属、電話及び E-Mail アドレスを記入すること。

市が申込書を受信したときは、電子メールにより受信確認の通知を送信する。

③申込先

1-2. 担当部署 に申し込むこと

④日程の連絡

日程については、申込者に対して、電子メールにより連絡する。

3-4-2. 募集要項等に関する質問等の受付及び回答の公表

市は、募集要項等に関する質問等を受け付け、回答を公表する。質問書の提出方法等は、以下に示すとおりである。

①受付期間

令和 7 年 9 月 8 日（月）午前 9 時 から 令和 7 年 9 月 26 日（金）午後 5 時まで

②申込方法

募集要項等に関して質問又は意見がある場合には、【様式 1-1（募集要項等に対する質問書）】に質問又は意見の内容を簡潔に記入の上、電子メールにて提出すること。ファイル名は提出者名とすること。また、電子メールの件名は「新居浜市上工下水道施設包括委託事業 質問書_●●」（●●は提出者名）とし、メール本文に提出者の名前、所在地、担当者名、所属、電話及び E-Mail アドレスを記入すること。

市が申込書を受信したときは、電子メールにより受信確認の通知を送信する。

③申込先

1-2. 担当部署 に申し込むこと

④質問等に対するヒアリング

提出された質問書のうち、市において確認が必要と判断したものについては、提出者に対して直接ヒアリングや対話を行う場合がある。

⑤回答の公表

募集要項等に関する質問のうち市が必要と判断したもの及びその回答を、回答公表予定日に、市ホームページへの掲載の方法により公表する。

・回答公表予定日：令和 7 年 10 月 20 日（月）

⑥補足

後日、追加で公表する募集要項等に関する質問について、受付期間及び回答公表予定日は追加公表時に併せて公表する。

3-4-3. 開示資料申込

希望する者に対し、開示資料の貸与を行う。貸与の申込方法等は、以下に示すとおりである。

①受付期間

令和 7 年 9 月 8 日（月）午前 9 時 から 令和 7 年 9 月 26 日（金）午後 5 時まで

②申込方法

開示資料の貸与を希望する者は、【様式 2-2（開示資料申込書）】に提出者の名前、所在地、担当者名、所属、電話及び E-Mail アドレスを記入の上、電子メールにて提出すること。ファイル名は提出者名とすること。また、電子メールの件名は「新居浜市上工下水道施設包括委託事業 開示資料申込_●●」（●●は提出者名）とすること。

市が申込書を受信したときは、電子メールにより受信確認の通知を送信する。

③申込先

1-2. 担当部署 に申し込むこと

④補足

開示資料を追加した場合、上記申込みを行った者に追加で開示資料の貸与を行う。

3-4-4. 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

①受付期間

令和 7 年 12 月 1 日（月）午前 9 時 から 令和 7 年 12 月 5 日（金）午後 5 時まで

②提出方法

「参加資格確認申請時提出書類一覧表【様式 3-1-1 若しくは様式 3-1-2】」に記載された提出書類を作成し、「プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書【様式 3-2 若しくは 3-3-1】」に記名捺印の上、持参又は郵送等で提出すること。郵送等で提出する場合は、期間内必着とする。また、PDF ファイル化したものを CD-R 又は DVD-R で併せて提出すること。

③提出先

1-2. 担当部署 に提出すること

④審査結果の通知

参加資格の審査結果は、応募企業又は代表企業に対して、審査結果通知予定日に電子メールにより通知する。

・審査結果通知予定日：令和 8 年 1 月 16 日（金）

3-4-5. 現地確認

本プロポーザルへの参加資格が認められた者は、技術提案のための現地確認を行うことができる。申込方法等は、以下に示すとおりである。

①受付期間

令和 8 年 1 月 26 日（月）午前 9 時 から 令和 8 年 1 月 30 日（金）午後 5 時まで

②申込方法

現地確認を希望する者は、【様式 2-3（現地確認申込書）】に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。ファイル名は提出者名とすること。また、電子メールの件名は「新居浜市上工下水道施設包括委託事業 現地確認申込_●●」（●●は提

出者名)とし、メール本文に提出者の名前、所在地、担当者名、所属、電話及び E-Mail アドレスを記入すること。

なお、グループで応募する者は、代表企業が申し込みを行うこと。

市が申込書を受信したときは、電子メールにより受信確認の通知を送信する。

③申込先

1-2. 担当部署 に申し込むこと

④日程の連絡

日程については、申込者に対して、電子メールにより連絡する。

3-4-6. 現地確認に対する質問の受付

市は、現地確認に関する質問等を受け付け、回答を公表する。質問書の提出方法等は、以下に示すとおりである。

①受付期間

令和 8 年 2 月 16 日 (月) 午前 9 時 から 令和 8 年 2 月 27 日 (金) 午後 5 時まで

②申込方法

現地確認に関して質問等がある場合には、【様式 1-2 (現地確認に対する質問書)】に質問又は意見の内容を簡潔に記入の上、電子メールにて提出すること。ファイル名は提出者名とすること。また、電子メールの件名は「新居浜市上工下水道施設包括委託事業 現地確認質問書_●●」(●●は提出者名)とし、メール本文に提出者の名前、所在地、担当者名、所属、電話及び E-Mail アドレスを記入すること。

市が申込書を受信したときは、電子メールにより受信確認の通知を送信する。

③申込先

1-2. 担当部署 に申し込むこと

④質問等に対するヒアリング

提出された質問書のうち、市において確認が必要と判断したものについては、提出者に対して直接ヒアリングや対話を行う場合がある。

⑤回答の公表

募集要項等に関する質問のうち市が必要と判断したもの及びその回答を、回答公表予定日に、市ホームページへの掲載の方法により公表する。

・回答公表予定日：令和 8 年 3 月 23 日 (月)

3-4-7. 競争的対話の実施

市は、参加資格確認の結果通知後、提案書類の提出までの間に、参加資格があるとされた者と競争的対話を行い、その結果を踏まえ、事業契約、要求水準等の調整を行う。

具体的な実施方法は、参加資格審査結果の通知と併せて、参加資格があるとされた者に通知する。

3-4-8. 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査

附帯事業及び任意事業を提案する場合は、【様式 4-1 (予備的審査に係る提出書類一覧表)】に記載された提出書類を作成し、【様式 4-2 (附帯事業及び任意事業に係る提案概要書提出届)】に記名捺印の上、「プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書」の提

出と併せて市に提出すること。市は提案のあった附帯事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断するものとする。なお、実施可否については、参加資格確認の結果と併せて通知する。

①受付期間

3-4-4 ①と同じ。

②提出方法

必要書類を作成し、記名捺印の上、3-4-4 ②と一緒に提出すること。

③提出先

3-4-4 ③と同じ。

3-4-9. 提案書類の提出

参加資格があるとされた者は、提案書作成要領及び様式集に定めるところにより、提案書類を提出すること。受付期間及び提出方法は以下に示すとおりである。

なお、提案書提出後、選定委員会において提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行うことを予定している。具体的なプレゼンテーション及びヒアリングの実施方法等、詳細については提案書類提出者に別途通知する。

①受付期間

令和8年5月11日（月）午前9時 から 令和8年5月15日（金）午後5時まで

②提出方法

必要書類を作成し、記名捺印の上、持参又は郵送等で提出すること。郵送等で提出する場合は、期間内必着とする。また、提案書については、PDF ファイル化したものとともにオリジナルデータについても CD-R 又は DVD-R で提出すること。

③提出先

1-2. 担当部署 に提出すること

3-5. 優先交渉権者の選定方法

3-5-1. 委員会による審査

市は、PFI法第11条第1項に規定する客観的な評価を行うために、新居浜市上下水道事業ウォーターPPP審査委員会（以下「委員会」という。）において、優先交渉権者選定基準の検討や提案に審査及び評価等を行う。

委員会の委員は以下のとおりである。なお、本事業に応募しようとする者やそれと同位置と判断される団体等が、委員に対し直接、間接を問わず本プロポーザルに関連した接触を試みた場合、当該応募者は本事業の参加資格を失う。なお、手続きの期間中に委員が変更となった場合は変更前の委員及び変更後の委員に対しても同様の接触を試みた場合、当該応募者は本事業の参加資格を失う。

委員長 東 潤 則之 （松山大学 教授）

副委員長 羽鳥 剛史 （愛媛大学 教授）

委員 三宅 祥智 （愛媛県 土木部道路都市局 都市整備課課長）

委員 加地 和弘 （新居浜市 企画部長）

委員 高橋 宣行 （新居浜市 建設部長）

3-5-2. 審査方法

第一次審査及び第二次審査の２段階で審査を行い、資格審査及び委員会における提案内容の審査を行う。

第一次審査では、第一次審査に参加する応募者から、募集要項等に定めるところにより作成された参加表明書及び参加資格確認申請書を受け付ける。市は、参加資格要件を充足することを確認の上、参加資格確認の結果を通知する。申請期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格が無いとされた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

第二次審査では、参加資格があるとされた者から、募集要項等に定めるところにより作成された提案審査書類を受け付ける。委員会は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

市は、委員会の審査及び評価を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、「新居浜市上工下水道施設包括委託事業 優先交渉権者選定基準」において示す。

3-5-3. 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の決定後速やかに市のホームページへの掲載により公表する。

3-5-4. 優先交渉権者及び特定事業の選定の取り消し

市は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定せず、公募を取り消すとともに、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、市はその旨を市のホームページへの掲載により公表する。

3-6. 優先交渉権者選定後の手続き

3-6-1. 基本協定の締結

優先交渉権者は、「基本協定書（案）」に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

なお、優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合又は基本協定の締結後に事業契約の締結に至らないことが明らかになった場合には、市で審査された決定順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続きを行うことができる。

3-6-2. S P Cの設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、S P Cとして会社法に規定する株式会社を新居浜市内に速やかに設立しなければならない。なお、本事業期間中はS P Cの本社所在地を新居浜市外に移転させないものとする。

3-6-3. 優先交渉権者による準備行為

優先交渉権者は、SPCの設立や事業契約の締結準備と並行して、業務開始に向けた準備行為として、現地調査を実施することができるほか、市と業務内容について協議を行うことができる。

3-6-4. 事業契約の締結

市とSPCは、事業契約書（案）の内容に従い、速やかに事業契約を締結する。

4. その他

4-1. 実施に関して使用する言語及び通貨等

(1) 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業等の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

(2) 応募書類の作成等に係る費用

応募書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

4-2. 情報提供

本事業に関する情報提供は、新居浜市ホームページを通じて適宜行う。

掲載ホームページ <https://www.city.niihama.lg.jp/site/niihama-water-ppp/>